

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
8月1日
(火曜日)

目次

- 告示
山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し(会計課)……………
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………
- 公告
県営田床第一地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………
- 県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………
- 山口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………



山口県告示第二百十八号

山口県収入証紙取扱規則(昭和三十九年山口県規則第六十号)第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

令和五年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

売りさばき人	氏名又は名称 防府市職員労働組合執行委員長 三沢孝之	指定の取消しの際現に証紙を売りさばいていた売りさばき所	所在地	売りさばき人の指定取消年月日
住所	防府市寿町七番一号	防府市職員組合売店	防府市寿町七番一号 防府市役所	令和五、三、一

山口県告示第二百十九号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和五年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中
 山口南交通安全協会会長 藤井 敏男
 を
 山口南交通安全協会会長 浅原 利夫
 に改め、同表防府市職員労働組合執行委員長 三沢孝之の項を削る。



(二四〇) 県営田床第一地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営田床第一地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営田床第一地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年八月二日から同月二十一日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二四二) 県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営崩ノ河内第一地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年八月二日から同月二十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一四二) 山口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画公園五・五・二河原谷公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課